特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県大津町長

公表日

令和8年11月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課･徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑦サービス検索･電子申請機能での受領 〇地域支援事業に関する事務 ･被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ･市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ･介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ･住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 口座システム 4. サービス検索･電子申請機能 5. 介護情報基盤

2. 特定個人情報ファイル名
1. 被保険者情報ファイル　　2. 世帯員情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	･行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項及び別表第100の項 ･行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府･総務省令第5号）第50条第11号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ･番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項） （情報照会の根拠） ･番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（131、132の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大津町　総務部　総務課　行政係 〒869-1292　熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地　電話096-293-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大津町　健康福祉部　介護保険課　介護保険係 〒869-1292　熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地　電話096-293-3511
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年11月16日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年11月16日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管している。 ・USBメモリは、解錠にはパスワードが必要であり、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策			事後	評価書様式の修正に伴う追加
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署①	住民福祉部　福祉課	住民福祉部　介護保険課	事後	
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署②	福祉課長	介護保険課長	事後	
令和1年6月24日	8.連絡先	福祉課　介護保険係	介護保険課　介護保険係	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2015/3/29	令和1年6月24日	事後	
令和4年2月18日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7項　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）	事後	
令和4年2月18日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	住民福祉部　介護保険課	健康福祉部　介護保険課	事後	
令和4年2月18日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ	大津町　住民福祉部　介護保険課　介護保険係 〒869-1292　熊本県菊池郡大津町大字大津	大津町　健康福祉部　介護保険課　介護保険係 〒869-1292　熊本県菊池郡大津町大字大津	事後	
令和4年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和4年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2019/6/24	2022/2/18	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給	事前	
令和5年2月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム	事前	
令和8年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2022/2/18	2026/3/24	事後	
令和8年3月24日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		評価書様式の修正に伴う追加	事後	
令和8年3月24日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら		評価書様式の修正に伴う追加	事後	
令和8年11月16日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ①～⑦　略	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ①～⑦　略 ○地域支援事業に関する事務 略	事後	
令和8年11月16日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 口座システム 4. サービス検索・電子申請機能	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 口座システム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 介護情報基盤	事後	
令和8年11月16日	Ⅰ関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表第一　68の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項及び別表第100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条第11号	事後	根拠省令の改正
令和8年11月16日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、 94、95、109、117の項 （別表第二における情報照会の根拠） 93、94の項	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（131、132の項）	事後	法改正に伴う修正
令和8年11月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2026/3/24	2026/11/16	事後	
令和8年11月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2026/3/24	2026/11/16	事後	